委　員　会　規　約

（目　　　的）

第１条　定款第○条の規定により、本組合に設置する委員会の組織及び運営は、本規定の定めるところによる。

２　本規約に定めない事項であって、必要な事項は、理事長が別に定める。

（種　　　類）

第２条　委員会の種類は、次のとおりとする。

　(1) ○○委員会

(2) ○○委員会

(3) ○○○○○

（組　　　織）

第３条　委員会は、委員をもって組織する。

２　委員は、各委員会とも○人以上○人以内とし、本組合の組合員又は学識経験者のうちから、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、○年とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長１人、副委員長○人を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員のうちから理事長が任命する。

３　委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長とする。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位に従い、前項の職務を代行する。

（委員会の招集）

第６条　委員会は、理事長の要請のあったときその他必要に応じて委員長が招集する。

（委員会の議事）

第７条　委員会の議事は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員の秘密保持義務）

第８条　委員は、その職務に関して知り得た秘密を洩らしてはならない。

（特別利害関係人の議決参加）

第９条　委員会の議事につき特別の利害関係を有する委員は、その議決に加わることができない。

（答　　　申）

第１０条　委員会は、理事長の諮問に応じ、又その部門に属する事項に関し、その審議の結果を当該委員会の意見として理事長に具申する。

２　意見の具申は、書面をもって行う。

（そ　の　他）

第１１条　この規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。